

事業承継支援人材育成事業 公募型プロポーザル募集要領

令和7年5月16日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「事業承継支援人材育成事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 事業の目的

ワーク等を踏まえた実践に近いセミナーを行うことで、税理士及び商工団体・金融機関職員に対して事業承継支援の能力向上を、県内中小企業者等に対して事業承継の実行を後押しする。支援機関及び県内中小企業者等両方に対し事業承継の支援を行う。

2 プロポーザル対象業務の概要

- (1) 委託業務名
事業承継支援人材育成事業
- (2) 業務の仕様等
別紙「委託仕様書」のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託費の上限額
3,115,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

3 スケジュール

項目	日程
(1) 公告	令和7年5月16日（金）
(2) 質問書の提出受付期限	令和7年5月21日（水）17時まで
(3) 質問書に対する回答予定日	令和7年5月23日（金）
(4) プロポーザル参加申込書等の提出受付期限	令和7年5月28日（水）17時まで
(5) 企画提案書等の提出受付期限	令和7年6月4日（水）17時まで
(6) 書面審査（1次審査）・結果の通知	令和7年6月6日（金）※予定
(7) プレゼンテーションによる審査会	令和7年6月11日（水）
(8) 審査結果の通知	令和7年6月18日（水）以降
(9) 契約	令和7年6月24日（火）以降

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります

4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に、国又は地方自治体から本事業に準ずる業務の受託実績があること、もしくは民間企業等に対する本業務に類似する支援実績があること。

5 プロポーザルに係る書類の交付

福島県商工労働部経営金融課（以下「経営金融課」という。）のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>）からダウンロードすること。

6 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、募集要領等に関する質問書（様式1）を次のとおり提出するものとする。

- (1) 受付期間
令和7年5月21日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより経営金融課アドレス (keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp) 宛に送付すること。電子メールの件名は「【質問】事業承継支援人材育成事業」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。

なお、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、**令和7年5月23日（金）**までに経営金融課のホームページに掲載する。

なお、質問者名は公表しない。

7 公募型プロポーザル参加申込及び参加資格審査

プロポーザル参加者は、**公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）、事業者の概要（様式3）、業務実績書（様式4）**及び**本募集要領4（7）**に定める要件を満たす事を証明する書類の写しを次のとおり提出するものとする。なお、事業者の概要（様式3）は事業者の業務内容や福島県内の支店、営業所等の組織を表すものであって、既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものであれば、指定様式に代えて提出することができるものとする。

(1) 提出方法

経営金融課（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。

(2) 提出期限

令和7年5月28日（水）（必着）

(3) 留意事項

提出期限までプロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。

(4) 参加資格審査

プロポーザル参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を参加資格確認通知書（様式6）により通知するものとする。

8 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の（3）で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 持参する場合の提出方法

令和7年6月4日（水）17時までに経営金融課へ提出すること。

(2) 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて、**令和7年6月4日（水）**までに経営金融課に到達するように送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 表紙には**企画提案書（様式5-1）**を使用し、その他の様式は任意とする。
- ・ 規格及び量は、A4判20ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。

- ・ ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- ・ 文字のフォントは、12ポイントを基本とすることが望ましい。

※ 企画提案書の内容

別添「事業承継支援人材育成事業 委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「2 委託業務の内容」を参考にコンセプトや具体的な内容、スケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。

特に、次の①～④の内容は具体的に提案し、④においては該当箇所を企画提案書に明記すること。

① 事業承継支援セミナーについて〔仕様書2関係〕

- ・ セミナーのテーマ、内容
- ・ 集客方法

② 本業務を円滑に遂行するための取組について〔仕様書2関係〕

③ 提案者が有する業務実施にあたってのノウハウ、強み等

④ 事業承継をPRするための独自の取組について（例：事業承継強化月間を設けるなど）

イ 本業務統括責任者（様式5-2）

ウ 受託後の執行体制図（様式5-3）

配置人員の業務分担が分かるよう具体的に記載すること。

エ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）

オ 定款の写しまたは履歴事項全部証明書の写し

カ 経費積算内訳書（様式5-4）

仕様書2 委託業務の内容に記載された内容を踏まえ、委託契約額の上限（項番2（4）参照）の範囲内で見積もること。研修ごとに内訳が分かるように記載すること。

(4) 提出部数

正本1部、副本(写し)5部 ※すべてA4判

(5) 留意事項

企画提案書等は参加申込者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

9 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又は公募型プロポーザル参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案
- (3) 項番2（4）に示す委託契約額の上限額を超える提案
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (6) その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定方法について

(1) 審査

ア 書面審査（１次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、２次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位３者程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が３者程度の場合は書面審査（１次審査）の実施を省略し、下記イのプレゼンテーション審査へ移行するものとする。

なお、書面審査（１次審査）の実施を省略する場合は、その旨も上記７（４）の参加資格確認通知書による通知と併せて通知する。

イ プレゼンテーション審査（２次審査）

書面審査（１次審査）で選定された者によるプレゼンテーション審査を行う。

審査会は令和７年６月１１日（水）に実施を予定しており、実施時間等詳細については参加申込者に対して別途連絡する。

プレゼンテーション審査会への出席者は１社当たり２名以内とし、説明時間は１５分、質疑時間は１０分、計２５分程度とする予定。

審査にあたっては、一次審査と二次審査の点数を合計し、評価点の合計が大きい順に順位付けを行う。その結果第１位となった者を最優秀企画提案者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。

※上記の内容は参加申込者数により変更となる場合があります。

(2) 審査基準

評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
セミナー提案内容、アイデア	・提案するテーマは、事業承継に対する理解や支援者の能力に応じており、事業承継支援の促進に繋がる内容であるか。 ・セミナーの周知方法は、チラシやホームページ作成に加え、独自の取組を含んでおり、十分な集客が見込まれるものであるか。	６５
業務遂行能力	・提案内容を確実に履行可能な体制が構築されているか。 ・誠実かつ的確に業務を遂行できる体制がとられているか。	１５
業務実績	・本事業と類似の業務の実績が十分にあり、その経験やノウハウを本事業にいかせるか。	１５
経費積算内訳	・積算単価や数量は妥当なものであり、具体的な内訳が示されているか。 ・提案内容と整合性はあるか。	５
合計		１００

(3) プロポーザル参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を

速やかに文書で通知するものとする。

なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

11 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、**公募型プロポーザル参加辞退届（様式2-2）**を経営金融課に持参又は郵送の方法により提出すること。

12 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 受託業者は、本業務の委託仕様書をもとに業務を行うが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

上記 4「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者が、福島県財務規則第 229 条第 1 項の規定いずれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除する。

13 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

15 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部経営金融課（担当：澁谷）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7288（直通）

電子メールアドレス keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp